

山口県	質問内容	回答
1	補助対象となる1人当たりの宿泊日数の上限はありますか。	山口県の補助上限は、1人当たり延べ5泊までです。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。
2	補助金の予算総額はいくらですか？	山口県は約7千6百万円です。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられません。
3	子どもも補助対象となりますか？	なりません。
4	途中で対象外の府県に宿泊した場合の補助適用はどのようになりますか。	例えば、1泊目山口県→2泊目対象外の県→3泊目福岡県の場合は、全ての宿泊が対象外となります。連続で、対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）に山口県を含む2府県以上、合計2泊以上する必要があります。
5	それぞれ宿泊した府県に対し、補助申請が必要ですか。	必要です。なお、一方の府県で予算の上限を超えていた場合で、山口県の予算が残っていた場合は、山口県からのみ補助金を受けることができます。
6	山口県だけ申請することは可能ですか？	可能ですが、他府県を含めたそれぞれの宿泊施設で「様式5 宿泊証明書」の添付が必要となります。
7	日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は補助対象となりますか。	対象となりません。
8	基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象となりますか。	基本の宿泊プランに含まれる飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ代等も宿泊料金に含みます。
9	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、補助対象となりますか。	12月1日宿泊分12月2日チェックアウトは対象となりません。また、期間内に山口県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に山口県、12月1日に福岡県に宿泊した場合は、2泊とも本事業の対象外となります。
10	旅行事業者からの宿泊手配分は補助対象となりますか。	なりません。
11	「周遊旅行促進事業の旅行者自身が請求する方法」の対象商品について教えてください。	旅行会社を取り扱う旅行商品（店頭・新聞・WEB）や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等、本事業が定める「対象となる内容」を満たしていれば対象商品となります。
12	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	可能です。
13	ホテルの自社ポイントとの併用は可能ですか？	可能です。ポイント利用後の金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の金額が4,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。
15	外国人も補助対象となりますか？	なりません。
16	宿泊証明書は、ホテルのものを使ってもよいですか。	同一の情報があれば宿泊施設独自の宿泊証明書を使用も可とします。宿泊予約日も記入してください。
19	山口県に居住しています。居住県の宿泊も補助金の対象になりますか。	なりません。

山口県	質問内容	回答
20	宿泊代金がかからない乳幼児は補助金の対象になりますか。	なりません。 施設使用料や寝具代などをお支払の場合は、上限4,000円分適用となります（宿泊証明書と領収書をお受け取りください）。
21	クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。	なります。
22	申請者名と振込口座名義は違って大丈夫ですか。（例）旅費負担者は旅行に参加せずに、両親に周遊割に該当する旅行をプレゼントした。この場合、申請は両親名で行い、振込先は旅費負担者へ行う。	申請者名と振込先口座名義は同一としてください。また、ホテルの領収書も、申請者の名前で発行してもらうようお願いします。